碧南市告示

公示送達書

地方税法第20条の2の規定により、次の書類を公示送達します。この書類は、次の保管場所に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

なお、公示した日から起算して、7日を経過したときは、この書類の送達があったものとみなされます

個人情報を含む文書のため、詳細な内容は市役所掲示板をご確認ください。

令和8年9月30日

愛知県碧南市長

小池　友妃子

※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名	備　考
差押調書（謄本）	執行　ハナミ	
差押調書（謄本）	伊藤　万佐子	

保管場所　碧南市役所　税務課